

第8期  
春日部市高齢者保健福祉計画  
及び  
介護保険事業計画

概要版



令和3年3月  
春日部市

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成30年度から令和2年度を計画期間とする「第7期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において「安心・いきいき・支えあい」を基本理念として、高齢者保健福祉及び介護保険事業を推進してきました。一方で、本市の高齢化率は令和2年10月時点で30.8%と、国の平均を上回り、3人に1人程度が高齢者となっています。そのため、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるようなまちづくりを進めていくことは喫緊の課題です。

そこで、地域包括ケアシステムを深化・推進させ、地域共生社会を実現するために、地域の現状や課題を見直し、本市の高齢者保健福祉・介護保険事業推進の指針となる「第8期春日部市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を新たに策定します。

## 2 春日部市の状況

### (1) 総人口・高齢者人口・高齢化率・世帯数

本市の総人口は減少傾向で推移しており、令和2年度の総人口は平成28年度から2,929人減少して233,558人となっています。

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあるのに対して、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。老年人口は令和7年度に72,448人に達した後、令和17年度までおおむね減少することが想定されますが、令和17年度から22年度までは再び増加傾向にあります。一方、高齢化率は年々上昇傾向にあり、令和22年度には36.7%になることが想定されます。

#### 総人口・高齢者人口・高齢化率・世帯数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総人口	236,487	235,991	234,824	234,234	233,558	227,909	218,914	205,368	193,074
年少人口	27,034	26,481	25,941	25,494	24,982	22,357	20,269	18,852	17,711
生産年齢人口	142,284	140,567	138,658	137,551	136,603	133,104	127,121	117,170	104,482
老年人口	67,169	68,943	70,225	71,189	71,973	72,448	71,524	69,346	70,881
前期高齢者数	39,194	38,675	37,757	36,714	36,231	27,598	25,293	29,408	34,182
後期高齢者数	27,975	30,268	32,468	34,475	35,742	44,850	46,231	39,938	36,699
高齢化率	28.4%	29.2%	29.9%	30.4%	30.8%	31.8%	32.7%	33.8%	36.7%
世帯数	102,796	103,934	105,008	105,924	108,090				

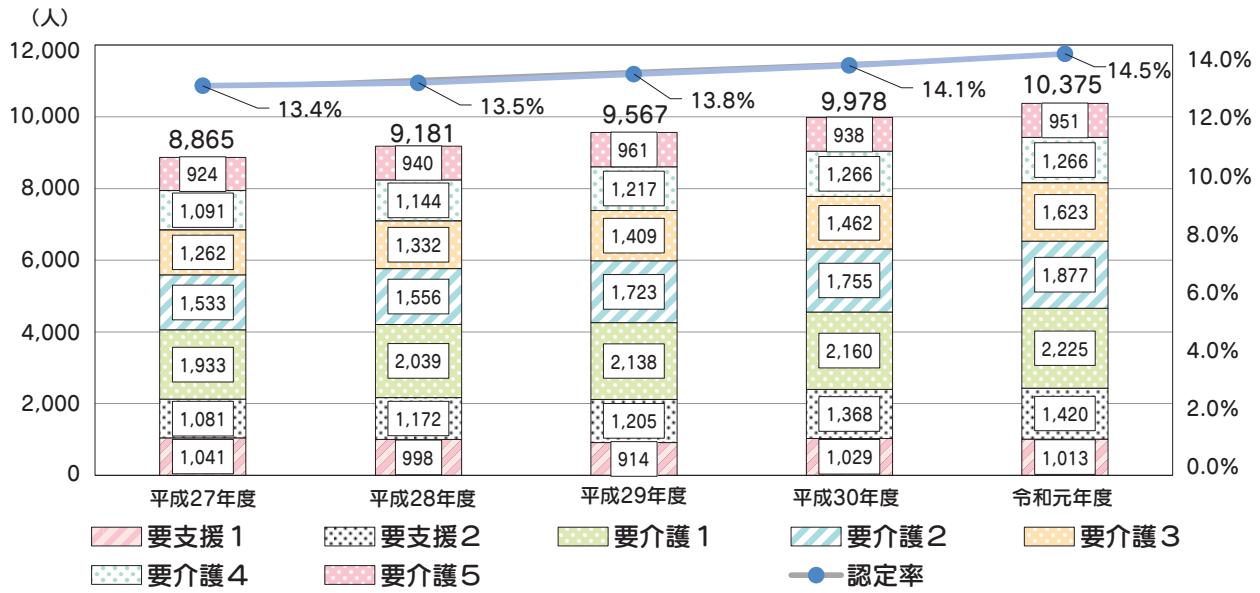
⇒ 推計

資料：住民基本台帳 各年度10月1日時点（ただし、平成28年度は10月3日、平成29年度は10月2日。令和3年度以降はコーホート変化率法により人口推計）

## (2) 要支援・要介護認定者数内訳及び認定率

本市では、平成27年度から令和元年度までの間で特に要支援2及び要介護3が大きく増加しています。いずれの年度も要介護1が最も多い人数になっています。また、認定率は平成27年度から令和元年度までの間で1.1ポイント上昇しています。

要支援・要介護認定者数内訳と認定率の推移（第1号被保険者）

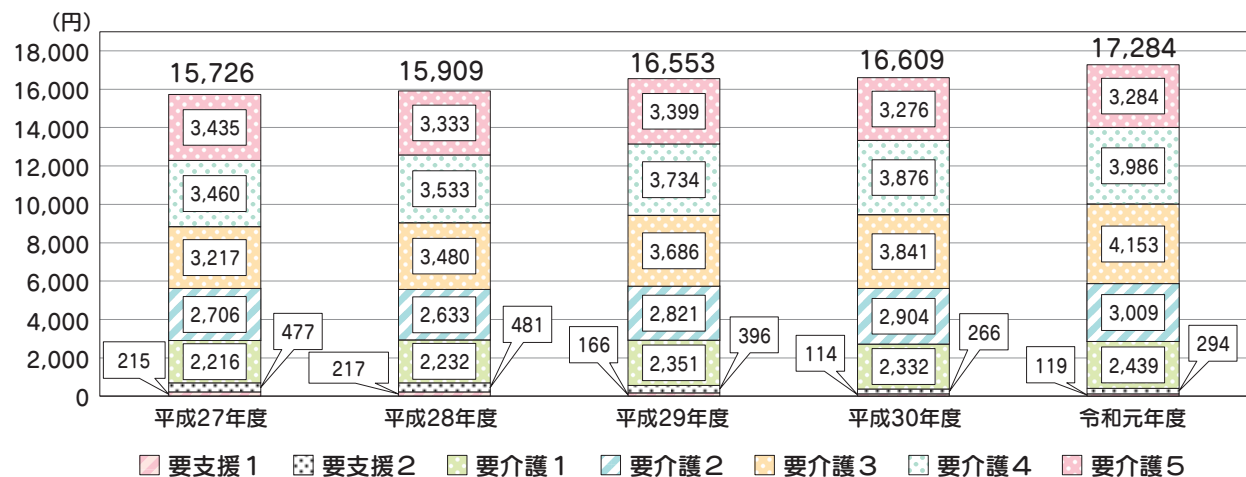


資料：介護保険事業状況報告年報（令和元年度のみ月報）

## (3) 第1号被保険者1人あたり給付月額内訳（要介護度別）

第1号被保険者1人あたり給付月額内訳の推移を見ると、要介護3、要介護4、要介護5がいずれの年も、第1号被保険者1人あたり給付月額を大きく占めており、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4は増加傾向にあります。

第1号被保険者1人あたり給付月額内訳の推移（要介護度別）

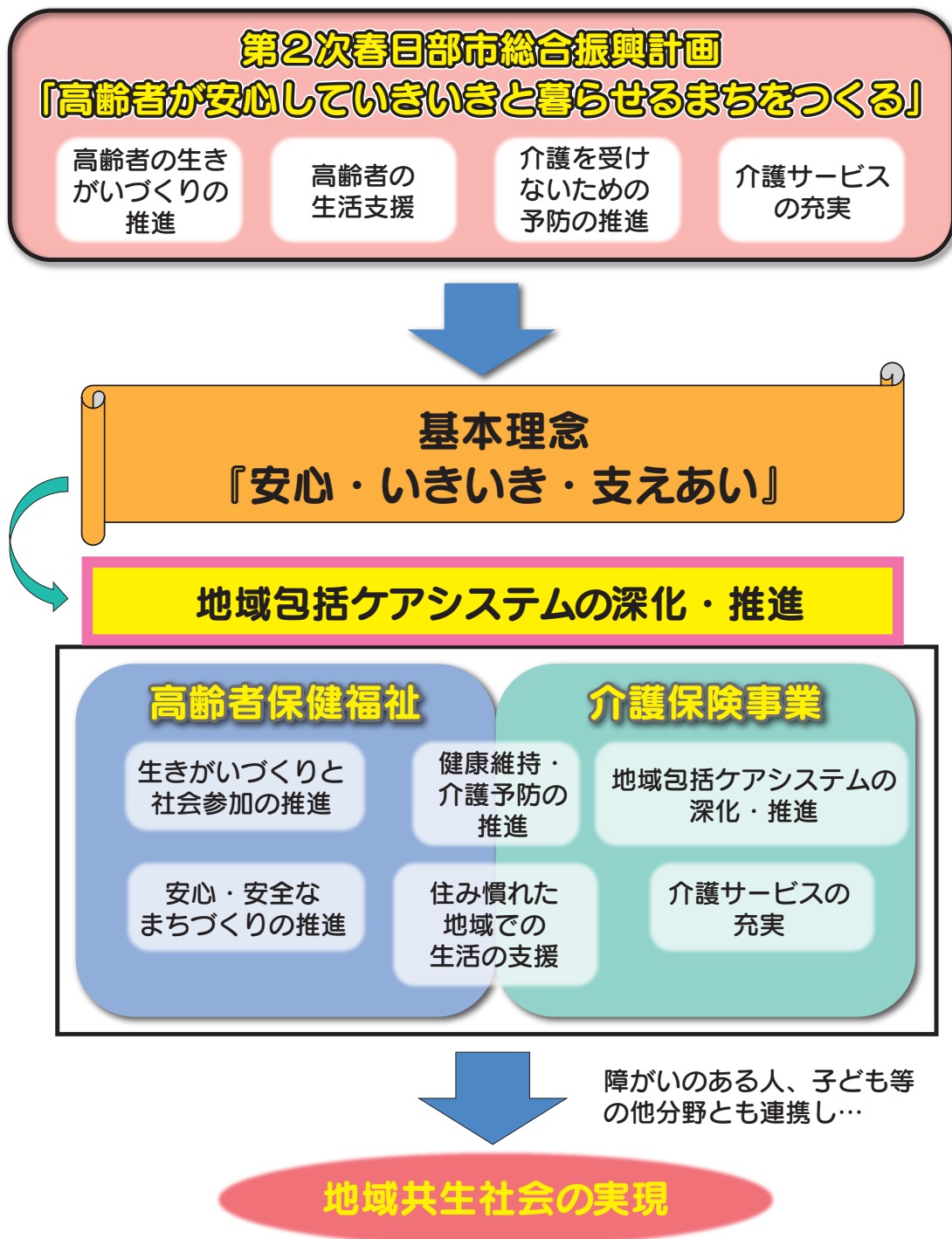


資料：介護保険事業状況報告年報（令和元年度のみ月報）

### 3 基本理念と施策の展開

第2次春日部市総合振興計画を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、本計画の基本理念を第7期に引き続き『安心・いきいき・支えあい』と設定します。

そして、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、6つの施策展開を推進していきます。





## 4 施策の展開


本計画では6つの施策の展開を通して、高齢者がいつまでも住み慣れた地域の中で生活できるよう努めます。

施策展開 1	地域包括ケアシステムの深化・推進
内容	介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図り、在宅医療・介護を念頭に置いた地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。このシステムを推進するにあたり、地域ケア会議、認知症施策、交通を含めた生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進が求められます。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施や高齢者の居住安定に係る施策との連携が求められます。 以上を踏まえた地域共生社会の実現を目指します。
方向性	①地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。 ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。 ③医療と介護の連携を推進します。

施策展開 2	健康維持・介護予防の推進
内容	いきいきと人生を送ることができるように、健康づくりと、介護予防を推進し、高齢期の健康に対する意識を高め、高齢者が元気で暮らせるように支援していきます。
方向性	①身近な地域での健康づくりを推進します。 ②健康管理を支援します。 ③介護予防事業を展開します。

施策展開 3	生きがいづくりと社会参加の推進
内容	高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域活動の充実により生きがいづくりを推進するとともに、社会の担い手として活躍できるように支援していきます。特に高齢者による介護人材の確保を含めた地域活動は重要です。また、高齢者の貴重な経験や知識・技術を生かし、生きがいと自信を持って活躍できるよう社会参加を促進します。
方向性	①ふれあい・交流機会を提供します。 ②高齢者の社会教育、生涯学習等の活動や社会参加を支援します。 ③就労的活動を支援します。 ④長寿をお祝いします。

施策展開 4	住み慣れた地域での生活の支援
内容	<p>高齢者のニーズに応じた適切な居住環境の整備を促進するとともに、安心して暮らすことができるよう、高齢者の住まいの安定的な確保を支援します。高齢者の日常生活を支援するために、配食サービスやホームヘルプサービス、家事援助などの生活支援等、在宅生活を継続するための支援を充実します。また、認知症施策大綱に基づき、認知症の人の意思が尊重され、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、認知症の人やその家族の視点を重視した取組を進めます。認知症への理解を深めるための普及・啓発や認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供などを推進します。</p>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者の日常生活を支援します。</li> <li>②多様な生活支援サービス事業を展開します。</li> <li>③認知症予防の推進と認知症への理解を深めます。</li> <li>④介護する家族を支援します。</li> <li>⑤高齢者の住まい環境を整えます。</li> <li>⑥高齢者の交通環境を整えます。</li> </ul>

施策展開 5	安心・安全なまちづくりの推進
内容	<p>地域のボランティアをはじめ、住民主体サービスの担い手などの人材を発掘するとともに、認知症サポーター等の養成・資質向上を図り、地域における支えあいを推進します。また、地域と地方自治体の両者による災害時のような緊急事態も含めた見守り体制を推進します。成年後見制度の利用促進を図り、高齢者の権利擁護を充実させます。</p>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①支えあいや見守りの仕組みを整えます。</li> <li>②高齢者の権利を擁護します。</li> <li>③成年後見制度の利用を促進します。</li> <li>④災害や感染症対策を推進します。</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>春日部市成年後見制度 利用促進基本計画</b> </div> </div>

施策展開 6	介護サービスの充実
内容	<p>高齢化のさらなる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護保険サービスの計画的な整備を進め、介護サービスの円滑な提供とさまざまな状況に適応できる介護サービスを充実し、利用の適正化を図ります。また、地域包括ケアシステムを支える介護人材を確保し、業務効率を向上させ、保険者機能の強化を推進します。</p>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険に関する周知啓発を推進します。</li> <li>②介護サービスの基盤整備を図ります。</li> <li>③保険料・利用料の軽減を図ります。</li> <li>④介護サービスの質の向上を図ります。</li> <li>⑤介護給付の適正化を推進します。</li> <li>⑥介護人材の確保及び業務効率化の取組を推進します。</li> </ul>

## 5 春日部市の日常生活圏域区分

本市内でより網目の細かい形で高齢者を支援していくために、8つの日常生活圏域を定め、それぞれの圏域に必要な支えあいの体制を整備します。支えあいの体制整備の推進をコーディネートし、高齢者に関する総合相談窓口となるのが各地域包括支援センターとなります。



【地域包括支援センター】

圏域	センター名	所在地	
第1生活圏域	第1地域包括支援センター	中央2-24-1 (あしすと春日部内)	A
第2生活圏域	第2地域包括支援センター	内牧2072 (清寿園内)	B
第3生活圏域	第3地域包括支援センター	花積267-7 (豊潤館内)	C
第4生活圏域	第4地域包括支援センター	上大增新田109-2 (春日部勝彩園内)	D
第5生活圏域	第5地域包括支援センター	一ノ割948-1 (フラワーヒル内)	E
第6生活圏域	第6地域包括支援センター	大枝89 武里団地3-23-101	F
第7生活圏域	第7地域包括支援センター	藤塚2622-2 (春日部ロイヤルケアセンター内)	G
第8生活圏域	第8地域包括支援センター	米崎389 (しょうぶ苑内)	H

## 6 第1号被保険者の保険料

令和3年度から令和5年度までの3年間における、第1号被保険者の保険料は下表のようになります。

介護保険事業費（保険給付費、地域支援事業費）と65歳以上の高齢者数をもとに、制度改正を反映させた費用額で算出した保険料月額基準額は、6,026円になります。

この基準額をもとに、介護保険給付費準備基金から16億3,900万円を取り崩すことで保険料の軽減を図り、春日部市における第1号被保険者保険料基準額（月額）は、5,400円とします。

所得段階	対象者		負担割合	保険料 年額	
第1段階	生活保護受給者		基準額× 0.3	19,440円	
	市民税 非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢福祉年金受給者</li> <li>・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人</li> </ul>			
合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人		基準額× 0.4	25,920円		
合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人		基準額× 0.65	42,120円		
第4段階		市民税課税 世帯で本人 非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額× 0.9	58,320円
			合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額	64,800円 (月額5,400円)
第6段階		市民税本人 課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額× 1.2	77,760円
第7段階			合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.3	84,240円
第8段階			合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.5	97,200円
第9段階			合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額× 1.7	110,160円
第10段階			合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額× 1.8	116,640円
第11段階	合計所得金額が600万円以上の人		基準額× 1.9	123,120円	

※第1～第5段階の合計所得金額については、年金収入に係る所得を除く。

**お問合せ先** 春日部市福祉部高齢者支援課・健康保険部介護保険課  
 〒344-8577 埼玉県春日部市中央六丁目2番地  
 電話：048-736-1111（代表）  
<https://www.city.kasukabe.lg.jp/>

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。